

穴水町中小企業等再構築補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等、事業再構築に意欲を有する中小企業者等（以下、「事業者」という。）の挑戦を促進することで、町内商工業者の持続的な経営を支援する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条において定められた中小企業者及び小規模企業者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。また、別表1に該当する事業者は補助対象外とする。

- (1) 町内に住所を有し、町内で事業を営む事業者であること。
- (2) 穴水町商工会の会員であること。
- (3) 事業再構築後も事業所として、5年以上営業を継続すること。
- (4) 穴水町商工会の相談支援を受け策定した経営計画に基づいて実施する事業であること。
- (5) 町税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者であること。法人の場合は、役員及び社員が暴力団員でないこと。

(補助対象の交付要件)

第4条 補助金の対象となる要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等、事業再構築を目指し、新たな挑戦を行う事業であること。
- (2) この補助金と補助対象費用を重複して、他の公的な補助金又はそれに類する交付金等の交付を受けていないもの。
- (3) 補助対象事業が属する年度の3月31日までに完了（業者への支払い等を含む）すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助の対象となる費用は、別表2に掲げる費用から、消費税及び地方消費税等相当額を除いた費用とする。補助金の額は2分の1に相当する額とし、100万円を限度とする。
- (2) 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- (3) 同一事業者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回に限る。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、穴水町中小企業等再構築補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所改修等の開始前に町長に提出し、交付の決定を受けなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書(様式第2号)
- (2) 見積書の写し(内訳明細が分かるもの)
- (3) 工事個所の内容が分かる図面及び写真等
- (4) 前年度の決算書、定款の写し
- (5) 商工会の相談支援を受けて作成した経営計画書
- (6) 商工会の意見書
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、穴水町中小企業再構築補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を穴水町中小企業再構築補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)が前条の交付決定内容の変更等を行う場合、交付決定者は、あらかじめ穴水町中小企業再構築補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合は内容を審査し、その結果を穴水町中小企業再構築補助金変更(中止・廃止)承認通知書兼穴水町中小企業再構築補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実績報告及び補助金の額の確定)

第9条 第8条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は交付決定日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、穴水町中小企業再構築実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象費用を支払ったことが分かる書類(内訳の分かるもの)
- (2) 事業が完了したことが分かる写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、補助対象事業の内容を審査し、補助金の額を確定したときは、穴水町中小企業再構築補助金確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の確定通知書を受けた補助事業者は、穴水町中小企業再構築補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還等）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、又は既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 補助要綱の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の申請に虚偽その他の不正があったとき
- (2) 補助事業終了後、5年以内に恣意的に事業を廃業したとき
- (3) 当該補助対象事業箇所を第5条に規定する事業の用に供していないとき
- (4) 本町に住所、所在地を有しなくなったとき
- (5) 町税等を滞納したとき
- (6) 反社会的な活動、その他の社会通念に照らし不適當な行為をしたとき

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは補助金の返還を要しない。

- (1) 次の全ての要件を満たす事業承継、経営形態変更等
 - ア この補助金に関する権利義務を事業承継者、新経営体等が引き継ぐこと
 - イ 事業承継者、新経営体等の住所・所在地が本町であること
 - ウ 事業継承者が第3条に規定する要件を満たすこと
- (2) その他やむを得ない事情によると町長が認めるもの

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

1 補助対象外とする業種（平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類Aに含まれるもの）
- (2) 漁業（大分類Bに含まれるもの）
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業（大分類Cに含まれるもの）
- (4) 運輸業、郵便業（大分類Hに含まれるもの）
- (5) 金融業、保険業（大分類Jに含まれるもの）
- (6) 不動産業、物品賃貸業（大分類Kに含まれるもの）
- (7) 以下のサービス業等
 - ア 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第2号から第5号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
 - イ 興信所（細分類7291に含まれるもの）
 - ウ 易断所、歓相業（細分類7999に含まれるもの）
 - エ 娯楽業（中分類80に含まれるもの）
 - キ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。細分類9299に含まれるもの）
 - ク 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）
 - ケ 宗教（中分類94に含まれるもの）

2 補助対象外とする事業

- (1) 公序良俗等の観点から補助対象事業とすることが適当でないと認められる事業
- (2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

別表2（第5条関係）

費用	備考
設計費	新事業の開業に必要な設計費
建築設備工事費	新事業の開業に必要な建築設備工事費
賃借料	賃貸物件での新規開業における、工事期間内の賃借料
備品購入費	新事業に必要な備品の購入費
広告費	新事業の情報発信するためのPR費用